

令和元年度第3回女川町総合教育会議 会議録

1	招集月日	令和2年2月27日(木)
2	招集場所	女川町役場庁舎3階 小会議室
3	出席者	須田善明 町長 村上善司 教育長 横井一彦 教育委員 阿部喜英 教育委員 新福悦郎 教育委員 中村たみ子 教育委員
4	欠席者	なし
5	参考人	なし
6	事務局	伊藤富士子 教育総務課長 今村 等 教育総務課課長補佐 中嶋憲治 生涯学習課長 阿部清人 生涯学習課参事 小楠健太 教育監
7	傍聴	なし
8	開会	午後1時00分
	教育総務課長	ただ今から、令和元年度第3回女川町総合教育会議を開催いたします。 なお、会議は原則公開としております。また、会議録作成のため録音をさせていただきますので予めご了解願います。 次第の報告事項まで事務局において進行をさせていただきます。 はじめに、開会に当たりまして、本会議を開催いたします女川町長須田善明からご挨拶を申し上げます。
9	町長挨拶	町長 皆様、大変ありがとうございます。 本日、第3回の総合教育会議ということで、委員の皆様には大変お忙しい中ご参集をいただきまして、ありがとうございます。 また、常日頃から様々な観点で教育行政のみならずお力添えをいただいていることを、改めて御礼を申し上げます。 今日は、議事としては「教育大綱」の議論がメインと、その他報告事項となっていますが、直近一番気になるのは新型コロナウイルス感染症というところかと存じます。今日も報告の中であるのでしょうか。宮城県教育委員会から要請というのでしょうか、通知も来ているようでございます。教育委員会、まだ半

ばの考えを基本としてということで私もよろしいというふうに思っていますが、特に中学3年生は受験もあってということで、だいぶ気になるところかと存じます。

町でも各種、現段階でできる対応ということはさせていただいておりますが、またこれもご意見等をいただけたら、さらに取り組めるものがあればそのようにしてまいりたいと思っているところでございますので、よろしくお願い致します。

さて、今日の議事にも当然関連してくるわけですが、令和2年度になりまして、今建築中の新校舎もほぼ予定どおりということで伺っておりますが、8月からの供用開始に向けてということで現場の方で準備もしておりますし、教育委員会の皆様にも様々な助言をいただいているかというふうに存じます。

仕組みというのでしょうか、いろいろな意味で見たいには変わるのでありますが、例えば徒歩通学を含め、元に戻るというのでしょうか、いつの姿に、見たいは違いますが、質的に戻っていく部分も当然出てくるということでございまして、ここからが本当の意味でのスタートかなと。まちづくりの中でも最重要な核の一つである学校が新たなスタートを切るということは、町全体にとっても大変大きな意味を持つところでございます。

通学路とその安全ですとか、町長部局でしっかり対応していくべきものもございまして、いろいろな準備を重ねつつ、令和2年度は臨んでまいりたいと思っておりますし、そのベースになるのがこの「教育大綱」ということで認識をいたしております。現場での取り組み、また教育委員会と併せて、町長部局の取り組みというものをより良い形で連携してやっていけるよう、また今日の場も、それぞれの認識を共有化させていただきながら、今後につながる場になっていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で、ご挨拶とさせていただきます。

教育総務課長

ありがとうございました。

続きまして、教育委員会を代表いたしまして、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

10 教育長挨拶

教育長

改めまして、こんにちは。

町長の後の挨拶で大変恐縮でございますが、一言、教育委員会を代表いたしましてご挨拶を述べさせていただきたいと思っております。

事務局といたしまして日程調整、議会前のこのような日になっ

てしまったことを大変私反省しております。そのような中、教育委員の皆様、そして町長には、主催者でございますが、調整をしていただき、出席いただいたことをありがたく思っております。

諸々今、町長からお話があったとおりでございまして、私は毎日見ているので、壁の色が変わったのを、微妙な違いを肌で感じております。うれしさの反面、町長からあったように、いよいよこれからだなと思っております。

まさにこれも町長の言葉を借りれば、そのベースとなる「教育大綱」というもの、私としては、後でもご説明させていただきますが、震災直後は、女川は頑張っているよというようなことでアドバルーン的なものを結構上げたのですが、今度は一回上げて終わりというものではないので、地味な土台固めというか、そういうことをしっかりやっていきたいと考えているところでございます。

町長をはじめ、教育委員の皆様には、いろいろお気付きの点、ご指導、ご指摘をいただければと思います。

それから新型コロナウイルス感染症については、お昼に仙台市云々ということも報道されておりましたが、本町では、県の方針、あるいは町長を本部長にした町対策本部会議がございまして、そこと連携をしながら、じっくりと取り組んでいきたいと思っております。

個人的な思いとしては、中学3年生が、小学校入学の時にあのような大きな震災に遭い、最後の最後にまたこのようなことに遭うのは、非常に心苦しく思っております。

午前中に山野校長先生と会ったのですが、欲張らない程度でいいから、卒業式だけは何とかやりたいねという話をしたのですが、世の中そうでもないような状況があるのですが、3月7日までに、安倍首相がここ1～2週間が云々というようなことをおっしゃられていましたが、あの子供たちに何とか最後の卒業式をとる思いはございます。

諸々そういうことも含めまして、今日は、いろいろご指導、ご指摘、あるいは今後の道しるべとなるようなものをいただければと思っております。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

11 報告事項

教育総務課長

それでは、早速、次第4番「報告事項」に入らせていただきます。

教育長

女川町立女川小・中学校の現状について、村上教育長からお願いいたします。

座ったままで恐縮ですが、ご報告をさせていただきます。

次の議事もございますので、要件のみの部分もあろうかと思いますが、お許しいただきたいと存じます。

なお、教育委員の皆様には、重複する話が多いことをお許しいただきたいと思います。

資料は、「話し合い資料」3ページのもの、「別添資料」でございます。「別添資料」に基づいて説明する部分も多いかと思えます。さらには、「文部科学省からの通知」など、県から来ているいろいろな通知、そして今日お配りしておりますが、ホームページの資料も机上に載せておりますので、説明の時に使わせていただきたいと思います。

早速、「話し合い資料」1番、女川小学校を今からご報告させていただきます。

児童数は203名でございます。これは5月1日時点から4名増加。

教職員の動向については、休職中の教諭でございますが、うち1名が、復帰訓練が終了いたしまして、県の審査会の結果待ちでございます。

病気休暇の別の教諭については、2月16日から復帰しております。

ほかの職員につきましては、元気に子供たちと向き合っているところでございます。

続きまして、「別添資料」でお話をさせていただきたいと思えます。

小学校は、「別添資料」の1～3ページになりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

1ページ目は、校長・教頭会議で校長から報告があったところでございます。「笑顔いっぱい」、「元気いっぱい」、「勉強いっぱい」、そして「小中一貫教育」、「志教育」の推進ということで、このようなことの報告がありました。

その中で、「うみねこルール」を守っていると回答した児童の割合ということで、1月の状況がこのようになっております。ただ、高学年のゲームが大きな課題という報告もいただいているところでございます。

なお、「うみねこルール」につきましては、これもこれからの小中一貫教育学校の中で検討していかなければならない部分で

ございますが、中学校の1210運動が形骸化しているという
ような校長先生からの報告もございまして、「うみねこルール」
を一本にして、拡大版というような形でできないかというよう
なことを今、最終調整を行っているところでございます。

それから「勉強いっぱい」では、全国学力・学習状況調査はあ
のとおりでございましたが、その後、12月に単元別調査とい
いますか、会社名を出して恐縮でございまして、東京書籍のテ
ストを行っているところでございます。これで12月に行った国
語、算数の学力調査結果を表に掲げているとおりでござい
ます。学校では、2年生の学力が心配であるということで、3
月、春休みもかけて強化したいという報告をもらっております。

読書活動の推進等については、1万冊を目指しているのですが、
なかなかこういう状況等があったりしてそこまではいかないだ
ろうということですが、2月14日現在では9,000冊を超えて
いる状況でございます。

2番目の学校運営の特記事項等については、ここに記されてい
るとおりでございます。

今、次年度に向けての教育計画を小・中学校が一緒になってつ
くっている部分と、小学校、中学校独自でつくっている部分が
ございます。

続きまして、2ページ、子供たちの様子でございます。

小学校は、30日以上欠席している児童が1名でございます。

3年生でございます。小学校も中学校も家庭的な事情で30日
を超えているというような児童生徒が多く、先生方もかなり家
庭にも入っているのですが、なかなか最後の部分というか、家
庭のいろいろな壁というか、感じているという報告をいただ
いております。

以下、そこに挙げている児童は、休みがちというか、配慮する
児童という形で捉えていただければと思います。

その中で、(2)の児童ですが、病院に緊急入院をしている児童
でございます。お兄さんが中学校で休みがちな生徒で、今お母
さんがその児童に付きっきりなものですから、お兄さんはお父
さんと生活しているということで、少し心配な家庭でございま
す。

以下、(3)から(6)までは休みがちな生徒でありまして、学校
で配慮しているという児童でございます。

(3)は6年生です。

(4)の6年生は、お姉さんも中学校で休みがちで、2学期まで

は順調に来ていたのですが、お母さんの仕事が替わったりして、ちょっと不規則な形になっております。

今日、つばくろ会主催の卒業・進級を祝う会があったのですが、残念ながら欠席でございました。

これから家庭と連絡をとりながらということで、2月に入りましてから幾らか改善の傾向は見られましたが、お母さんの方は、今日も確認をしましたら、あまり変わっていないですという話をいただきました。

(5) 4年生、(6) 4年生でございます。

(6)の児童も家庭的にいろいろな問題がありまして、学校でも心配している児童の一人でございます。

学年別の様子は、第1学年から次のページの6学年、そして特別支援学級の児童の様子は、ここに書いているとおりでございます。

繰り返すようですが、今日、卒業・進級を祝う会に参加させていただいたのですが、特別支援学級の子供たちは成長の跡が見られました。この前、中村委員から、A君が集中して勉強していたというお褒めの言葉を頂戴したのですが、今日もしっかりと発表をしておりました。成長の跡が伺われて大変うれしく思い、帰ってきたところでございます。

3番、職員の様子については、そこに書いているとおりでございますが、講師2人いるのですが、時々いろいろなトラブルがあって、時々虚偽の報告をしたり、あるいはカッとなって子供を威圧したりというようなことで、報告を受けております。校長先生、教頭先生がしっかり指導をしている最中でございます。その他といたしましては、気になるところが、(5)生徒指導関係で1点、気になる児童がございます。この児童は、前から家庭的ないろいろな事情がありまして配慮しなければならない児童なのですが、4年生児童でございます。1月の末に情報を受けまして、すぐ学校で対応し、さらには6日にケース会議等を行い、今後、情報を共有していくということでございます。

2月に入ってからはそのような形跡は見られておりませんが、入ってきた時から配慮しなければならない児童で、今後も見守っていきたいと思っております。

それから6年生児童ですが、同学年の児童に、最初はふざけていたという報告なのですが、暴力をふるい、目に軽傷を負わせたということで、学校ですぐ対応したところでございます。

小学校の次の4ページ、いじめ関係でございます。

いじめ防止については、いつでもどこでも起こり得るのだということ、年度当初から指導を行ってまいりました。これまでアンケート調査については3回実施いたしまして、小学校では54件の認知件数が報告されております。

6月で一番多かったのが「悪口」。9月の「過度な暴力」というのは、同じ児童が繰り返していることもありまして、では「過度な暴力」と「軽度な暴力」の区別はどこなのということなのですが、学校で、何回も続けて叩いたり本人が嫌がっているのにというような区別をしているようでございます。12月は「悪口」が多いということで、このような報告を受けております。

これについては、その場ですぐ対応しているケースもございまして、時間が掛かるようなケースについては、先生方、あるいは学年で一丸となって取り組んでいるところでございます。

5ページに入らせていただきます。

これは、周りでそういうことを見ているかということございまして、これが(1)よりも上回っているようだと問題なのですが、今のところそういう傾向は見られないので、この調査はある程度生きているのかなという受け止め方をしております。アンケート結果についてということで、ここに書かせていただいております。

それから、アンケート調査以外で、この調査が終わった後に6年生の児童のいじめの件ということで、先程お話をさせていただきました児童への暴力の件でございます。

これについては、いじめ問題対策調査委員会でも話題とさせていただきました。そこで宮城教育大学の先生から、こういうことがすぐ言えるような学級、言えるような学級担任、そういう雰囲気づくりをやっていくべきではないかというご指導をいただいたところでございます。

今後の取り組みについては、ここに4点掲げております。

小学校の状況は、以上でございます。

続きまして、中学校に入らせていただきます。

中学校の生徒数については、変わっておりません。120名でございます。

先生方は、休職、病気休暇等の教職員はございません。

状況報告に早速入らせていただきます。

まず、6ページは、校長先生から2月の校長・教頭会議で報告をいただいた資料でございます。

中学校は皆様ご存じのように、3年生は入試一色になりまして、今、最後の追い込みにかかっているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の対策等について、県からの通知もございまして、それを踏まえて今、中学校では対応をしているところでございます。何とか3月4日まで全員が受験できるよう願っているところでございます。

それから、細かいところは幾つか報告はされておりますが、今のところ大きな問題等は報告されておられません。

7ページに入らせていただきます。

中学校の教頭先生からいろいろな面から配慮しなければならない生徒ということで、19名の生徒が挙がっております。数の多さにびっくりするかもしれませんが、実際はそうではなくて、生徒のペースで頑張っている生徒もおります。

まず、不登校は3年生が5名と多くて、2月末時点で8名となっております。1年生が1名、それから2年生が2名、3年生が5名となっております。

2番の生徒については、先程も話しましたように、妹のこともございまして、なかなか母親が本人と触れ合う時間が少なくなっております。一方で、学校からは、学校では毎日連絡を取っているのですが、父親の存在が見えないというような報告もいただいております。さらにはスケートボード中心の生活を行っております、この頃は夜8時以降はやっていないという報告をいただいているのですが、一方で町民の方から「まだいるよ」という話もいただいております。

1番の生徒については、確かに欠席日数30日を超えているのですが、本人なりに部活動、あるいは勉強等については、自分のペースで行っております。

次の生徒については、母親の影響が大きいのかなと見ております。

8ページに入らせていただきます。

4番、5番の生徒は、心のケアハウスに行っております。休みはこのようになっておりますが、大きく変わったところなどは見られません。今はとにかく受験を目指して、本人なりにはずいぶんプレッシャーを感じているようですが、頑張っているようでございます。

なお、受験の時にも、会場まで心のケアハウス職員あるいは教育委員会の職員が一緒に行くなどして、万全の態勢で支えていきたいと考えているところでございます。

6番目の生徒は、仙台育英学園高等学校の通信課程を受験したところでございます。

7番目の生徒については、学校に行って別室登校をしております。心のケアハウスの職員が毎日のように学校に行き、対応等をしているところでございます。受験する高校も決定しております。頑張ってほしいと思っております。

9ページに入らせていただきます。

ここからは休みがちというか、気になる生徒でございます。

8番目の生徒は時々休みますが、自分なりのペースで取り組んでおります。

9番は3年生の生徒ですが、ちょっと怠学傾向にあるという報告をいただいております。お父さんとの関係が悪くて、この前も父親にもものすごく怒られて学校に来なくなったという報告もいただいております。

10番の生徒は、休みがちではございますが、吹奏楽部では率先して頑張っておりまして、自分なりのペースで頑張っているという報告をいただいております。

11番、12番は1年生の生徒でございます。勉強面などそういうことで時々休んだりするという報告をいただいておりますが、学校では見守っていきたいということでございます。

10ページに入らせていただきます。

13番が2年生。ここに書かれているとおりで、お母さんがお兄さんを高校に送った後に中学校へ来ているということで、その辺の生活は現在改善されているような報告をいただいておりますが、少し休みがちなので、見守っていきたいという報告をいただいております。

14番が、弁論大会等にも出たのですが、体調不良もあるというのですが、マイペースな生徒だと伺っております。本人なりのペースで頑張っていると。

15番、16番が1年生でございます。

一人は学習面で不安があるという生徒で、もう一人についてはアレルギーが非常にひどいということで、今見守っているという報告をいただいております。

人数が多かったのですが、中学校はこのような状況でございます。

11ページになりますが、学年別の様子は、ここに書かれているとおりでございます。

2年生は、立志の会を大変立派に行ったところでございます。

職員の様子については、ここに書かれているとおりで、ただ、(2)の働き方改革等が言われている中で、どうしても中学校はこの時期多くなっております。教頭先生が一番多いのですが、次が藤岡先生、吉田先生、3年生の寶先生、三上先生という形になっております。以前よりもずいぶん改善されてきておりますが、この辺のところはこれからもしっかりと見守っていきたいと思っております。

12 ページに入らせていただきます。

その他といたしまして、ここに書かれておりますが、ここは省略させていただきます。

最後に、13 ページを報告させていただきます。

入試関係でございます。最終的に出願状況は、石巻高校が5名、石巻好文館高校が4名、石巻西高校が5名で、石巻西高校が1倍を超えた状況です。ほかは1倍を割っております。

以下、石巻北高校が5名、宮城水産高校が10名、石巻工業高校、建築科2名、電気情報科1名、土木システム科1名、計4名となっております。石巻商業高校が5名、石巻桜坂高校、学励探求コースが3名、キャリア探求コースが2名、東松島高校が1名となっております。

私立は、常磐木学園高校が3名合格しております。一般受験で1名、スポーツ推薦で2名合格しております。日本ウェルネス宮城高校、東松島市にできる高校ですが、スポーツ推薦で1名合格しております。

女川高等学園は、大変競争率が激しかったのですが、1名見事合格しております。

以下、このような形になっているところでございます。

次に、14 ページ、中学校のいじめ防止等の取組でございます。中学校は、小学校同様、3回、一緒にアンケート調査をさせていただきましたが、中学校のいじめの認知件数は大変少なくなっております。これは去年あたりからこの傾向がずっと続いておりまして、いじめ問題対策調査委員会でも、終わってから久保先生に、もっとあるのではないかとされるのだけども言ったら、いや、これは発達段階においてもその捉え方が生徒は違うので、小学校からの取り組みがある意味こういう形になって表れてきているのではないのでしょうかというようなご指導をいただいたところでございます。

合計で3件の認知件数でございます。

その中身は、「話し合い資料」の2 ページに書いておりますが、

「弁当の日に弁当を食べていたら笑われた」、「椅子を取り違えられていた、誰かがいたずらをしたためではないかと不安」、「陰口を言われる」という内容でございました。

いじめについては、中学校はこのような状況になっております。

「別添資料」の18～19ページをご覧になっていただきたいと思っております。

本町では、スクールソーシャルワーカーを2名配置しております。その2月末現在での状況でございます。

3番目の活動実績をご覧になっていただきたいのですが、これは1月末の資料で恐縮でございますが、小・中学校で支援している児童生徒が8名、今も継続している児童生徒が5名。訪問活動等は省略させていただきます。

問題の内容は、中学校の3名は多いのですが、不登校が3名。それに合わせるかのように、家庭環境の問題で3名、最近いろいろなところで取り上げられている発達障害等に関する問題が2名ということで、8件あります。そのうち、問題が明らかに解決したと思われる件数が1名、現在も支援しているが好転していると思われる件数が5名になっております。

あと残り2件については、なかなか進まないような状況であるという見方をしていただければと思っております。

以下、19ページ以降については、先程のいろいろな報告等と重複する部分があるので、省略させていただきたいと思っております。

「話し合い資料」に戻ります。2ページ、(4)その他でございますが、まずインフルエンザ罹患者は、小学校、中学校とも0名でございます。

2学期末あたりからとにかく、うがい、手洗いの励行を口酸っぱく言ってまいりました。そして新型コロナウイルス感染症云々ということで、さらにその強化を行い、町の対策本部から中学校については、受験もあるので、その影響があったらだめだということでマスクをすべて付けさせている状況でございます。それらが功を奏したとは一概には言えないのですが、インフルエンザの罹患者が0名の状況になっております。これは2月25日現在です。

最後になりますが、「話し合い資料」の3ページになります。まず1点は、小・中学校児童生徒の通学方法についてということで、「別添資料」の20～22ページに通学路の主要道ということで載せております。

おかげさまで、教育委員はじめ、町長からいろいろなご助言等

をいただきながら、最終的に小学校、中学校で一緒になって取り組ませていただきました。また、点検等も教育総務課長を中心に行わせていただき、結果として、2月21日現在で、両校長名で保護者の皆様方にこのような通知を行わせていただきました。

記のところをご覧になっていただきたいと思います。

通学路については、国道・県道等の主要道を学校が指定。これが22ページの赤線のところでございます。一部点線が入っているのは、まだここに信号機は付いていないのですが、もしここに信号機が付けば、ここもなるという意味で、点線で書かせていただいております。

20ページに戻らせていただきます。

主要道までの通学路は、各家庭からの申請を基に学校が指定。これは理解していただいております。

(2)の通学方法としては、これは議論をさせていただきまして、最終的にこのような形になりました。冒頭町長の挨拶にもございましたが、まずは元に戻すということ、これを第一に考えてまいりました。そして、徒歩を最優先ということで、いろいろ書かせていただきましたが、一部地区におきましては、スクールバスという形になっております。

※の1番目、2kmを超える次の3系統のみスクールバスを運行するというので、北浦・五部浦線は従来と全く同じでございます。そのほか、安住・大沢・針浜地区、そして、いろいろ話の出た浦宿一区、三区、ここが最後の議論となりました。

私どもも実際に歩いて行わせていただき、最終的にPTA役員等と相談のうえ、浦宿一区、三区は小学生のみスクールバスという形にさせていただきました。

それから、②では、北浦便に石浜を入れさせていただきました。これで今、通っております。

その他といたしまして、「子ども110番の家」の協力。

集団登校につきましては、21ページの資料です。小学校で取り組んでいるところがございます。これから保護者と相談しながら、まず集団登校を希望するかどうかの調査から始めまして、最終的に登下校をそれぞれの地区がどうするかを決定してまいりたいと思っております。

これはいろいろな声が聞こえてまいりまして、集団登校は非常にいいからやってほしいと。特に低学年の保護者はそのような希望が強いのですが、区によっては、なかなかうちの区の子供

たちはまとまるのが大変だから、別々の方がいいのではないかという声も一方では出ております。これを小学校でまずはまとめていただき、集団登校という形でやらせていただければと思います。

なお、下校時は、21 ページの中頃にございますが、小学校とはいえ、帰宅時刻が異なるので、下校時の班編成を行わない。ただし、緊急時については、対応させていただくと、最終的にこのような形になったところでございます。この辺のところはご意見を賜ればと思っております。

最後に、冒頭町長のご挨拶にもありましたが、新型コロナウイルス感染症のことについて、「話し合い資料」3 ページ、対策本部の経緯等をここに書かせていただいております。

それから、文部科学省から来た通知、さらには宮城県教育委員会教育長からあった高校受験に関する通知、これらを踏まえまして、今日、中学校で再度話し合いを行って、これから教育総務課長と相談をして、それを町の対策本部に話して、中学校の取り組み方がこれでよしとなれば、それで行っていきたいと思っています。

先程山野校長先生と話したのですが、もちろん来賓の方々にはマスク着用、さらには手をしっかり洗ってもらうという最低限のことはしてもらおうが、生徒も今マスクを付けているので、参加者がマスクを付けるかどうかということなのですが、これについては、これから話し合いを行うが、校長先生としては、そんなに長い時間でないし、人数 200 人を多いか少ないか見るかは別にして、全体でも 200 人を超えていないような状況なので、式中はマスクを外してもいいのではないかというようなことを提案したいということでございます。

決まったことをこちらでも受け止めまして、対策本部の話し合いをして決めてまいりたいと思っております。ただ、その間にいろいろなことが変われば、また別でございます。そこはあまり焦らないというか、ばたばたしないで、一つ一つの通知を踏まえ、対応させていただきたいと思っております。何よりも本町では対策本部を設置しておりますので、連携しながら、指導を受けながら進めてまいりたいと思っております。大変長くなってしまいました。私からは以上でございます。いろいろご指導等を賜ればと思っております。

以上でございます。

教育総務課長 ただ今、教育長からご報告をいただきましたが、質問等ござい

12 議 事

教育総務課長

ましたらお願いいたします。

(発言なし)

町長

教育長

それでは、質問等がないようですので、次に、「議事」に入ります。

ここから、町長が議長となり議事を進行することとなりますので、よろしくをお願いします。

それでは、ここから進行を務めさせていただきます。

議事「(1)女川町教育大綱(女川町教育振興基本計画)について」を議題といたします。

内容の説明をお願いします。

私から説明を行いまして、一部、新型コロナウイルス感染症関連で補足があれば教育総務課長から補足を行っていただきます。また、教育大綱等で補足、あるいはご質問に対しては、生涯学習課長から詳細についてお答えさせていただきます。

冒頭の町長の挨拶を繰り返すようでございますが、この「教育大綱」、法的には大綱という名前なのでございますが、これは今後5年間ということを書かせていただきましたが、土台となるもので、これを踏まえてこれから進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、ワンペーパーを付けておりますが、これと「教育大綱」の1～3ページまで、まずお話をさせていただきます。それから要点のみお話をさせていただきたいと存じます。

前置きが長くなるかもしれませんが、平成18年(2006年)に教育基本法が改正になりました。これは教育委員の皆様ご承知かと思えます。

その中で「教育振興基本計画」を国がしっかり定めること、都道府県がしっかり定めることということでございまして、それを受けて、各市町村等がこの「教育振興基本計画」を策定する努力義務が記されたところでございます。これは非常に当時はセンセーショナルでございました。

本町では「教育ビジョン」というものがございまして、教育基本法の改正に伴いまして、多分県内では早かったと思えますが、震災が発生する直前に「教育振興基本計画」をつくったところでございます。

ただ、これができてすぐ震災が発生いたしまして、全く状況は異なりました。そこで1回目の見直しが平成23年に行われまして、10月に改訂版を策定したところでございます。

その後、大津市のいじめ、生徒の自死事件等があって、教育委員会と首長部局の連携がいまいちではないかということが国等で取り上げられまして、平成 27 年に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」という法律がございまして、これが施行されました。その中の最初のところに、「大綱」を位置付けるものということで行わせていただいたところでございます。

なお、その法律の中には、「教育振興基本計画」を「大綱」に代えても構わないという一文がございました。

これらを踏まえまして、本町では「教育振興基本計画」を「大綱」として、そして平成 27 年の法改正に基づいて 2 回目の見直しを行わせていただいたところでございます。

その時からスタートいたしまして、本来であれば 2020 年 9 月までが 5 年間ということをつくったのですが、年度当初からスタートした方がいいのではないかとということで、5 年経っていないのですが、今回このような形で提案をさせていただいたところでございます。

これまで 2 回の見直しを行いまして、特に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正があった時には、さらに細かく見させていただいたので、しかも冒頭の挨拶で申し上げましたように、アドバルーン的なものとかそういう新たなものではなくて、しっかりと地固めをしていかなければならない 5 年間になるということが想定されますので、今回の改訂においては、いろいろ議論した、「めざす子供たちの姿」、「本町の教育理念」、「基本目標」、「施策の基本方向」は、基本的には変更しておりません。さらには、本町では「女川町総合計画 2019」が策定されておりますので、これらも踏まえまして、さらに小中一貫教育、あるいは生涯学習センターや運動場が随時完成しているような状況がありましたから、その辺のところを新たにして、取り組ませていただいたところでございます。

「大綱」は、「教育振興基本計画」に同様のもの、そこに代わるものと書きましたが、同様のものという位置付けをして、大綱というだけでは何の大綱なのか分からないのではないかとご意見もいただいたので、本町では、名称を「女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）」とさせていただいたところでございます。これらを踏まえまして、骨格の部分をお話させていただきたいと思います。

なお、今回いろいろなご意見等をいただいたものを踏まえまし

て、若干修正等を行い、3月末に行われる臨時会で議会に報告をして、スタートさせていただければと思っております。

2～3ページは、ここに記されているとおりでございます。

4ページをご覧になっていただきたいと思っております。

ここにつきましては、大きく変えておりません。「めざす子供たちの姿」、「本町の教育理念」、「四つの基本目標」、ここは骨格となる部分であるので、このまま継続していき、今後5年間でこれらを目指して頑張っていきたいと考えております。

5ページに入らせていただきます。

5ページでは、上に「女川町総合計画」を入れてございます。さらには、「施策の基本方向」では、大きな1番、2番、3番、4番、5番、6番の文言については変えておりませんが、その下の例えば1番の(4)では、「9年間を見通した小中一貫教育の推進」を入れております。

3番の特別支援関係の(1)、(2)、(3)については、今のいろいろな取り組み等を挙げているところでございます。

さらには、5番と6番の生涯学習関係につきましては、ここにあるような(1)、(2)、(3)、そしてスポーツ関係等については、(3)充実したスポーツライフの実現に向けた環境の整備ということ掲げているところでございます。

6ページにつきましては、右側の主な取り組みの中で、新たに出た言葉などを入れてさせていただきました。

線がずれているところが1カ所ございます。これについては、後で修正をさせていただきます。全体的にポイントが10.5ポイントがあったり12ポイントがあったりということで、これは内々の会議で指摘されたところでございまして、これから修正を加えていきたいと思っております。

以下、7ページ以降、細かいところが載っているところでございます。

教育委員の皆様には事前にご配付させていただきましたが、この後、いろいろなお気づきの点等があったら、お願いできればと思っております。

私からは主だったところをお話させていただきます。

まず、7ページは、先程も話しましたが、(4)に小中一貫教育の推進を入れております。

8ページは、「系統性のある防災・減災教育の推進」ということで、このような文言を入れているところでございます。

13ページをお開きになっていただきたいと思っております。

重点的取組の最初に、「女川生活実学」云々ということもありまして、ここに「自立のための「みやぎの志教育」の推進」ということで、この中に入れるのが妥当かどうかいろいろな考えはあるのですが、これを掲げさせていただきました。そして下の方に、「女川生活実学」、そして生涯学習課で取り組んでいる「協働教育プラットフォーム事業」をここに入れさせていただきましたところでございます。

14 ページの「子供たちの可能性を広げる確かな学力の育成」は、ずっと継続的な課題となっております、アドバルーン的なものではなくて、日々取り組まなければならないことを掲げているところでございます。

以下、このようなことが載っております。

17 ページに「系統性のある防災・減災教育の推進」ということで、これは今、中学校の安全担当主幹教諭の木村幹夫先生が中心となって、いろいろな情報等を取り入れていただき、ポイントサイズが小さいのですが、細かく掲げているところでございます。その中で、原子力防災安全教育の推進については、ここにあるような文言でまとめさせていただいております。

21 ページからは、生涯学習関係でございます、施設等が徐々にできておりますので、それらも見通した形で書かせていただいております。21 ページには、下から二つ目の総合型地域スポーツクラブと生涯スポーツの日常化という一つの大きな目標である取り組み等についても掲げております。

23 ページが、非常に簡単に書いておりますが、計画の進行管理等を掲げさせていただきました。

最後になりますが、本来であれば最後に検討委員会の形にしたかったのですが、ある程度吟味されたということで、関係者でその部分を見ていただき、最終的に小学校の早川校長先生がまとめ役をして、さらに教育委員会でチェックをさせていただき、再検討委員という形で名前を載せております。このような形にさせていただきました。

大変長くなって恐縮でございます。

どこからどうという形ではなくても、全体的な形でも結構でございますので、ご指導、ご意見をいただければ、ありがたく思います。

長くなりました。よろしく願い申し上げます。

町長 ただ今、大綱の見直しというのでしょうか、そういうことでポイントに限ってお話をいただいたところですよ。

教育委員会ではいろいろ議論も既に終わっているのかもしれませんが、まず何かしら事務局で補完するところがありましたら、ご発言をどうぞ。

では、皆さんから何かあれば、ご発言をいただければと思います。

中村委員

先に資料をいただいて、目を通させていただきました。

ただ、先の資料が表記上、文言等整合性が図られていなかったもので、どれをよりどころにして読めばよかったのかなとずいぶん迷ったのですが、今回いただいた資料では、言葉も含めてだいぶ整合性が取れていたもので、分かりやすく今見させていただいています。

ただ、質問なのですが、これは一般的なものなのですが、「めざす子供たちの姿」としてまず1番目に掲げているわけですが、本町の場合での「子供たち」という子供というのはどのあたりを対象としているのか、その辺をお伺いして、その後、その中身も過不足がないのかどうかということで検討させていただければと思います。

「子供たち」を示す対象というのは、「児童生徒」、つまり小学校、中学校、高校は町立高校はないので、その辺の小・中学生を対象としての子供なのか、それとも一般的に言われる就学前の子供たちも含めての子供たちということで掲げているのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

教育長

ここは、この前に検討会でも議論したところで、今回も、全員が集まって話したわけではないのですが、特に校長先生方と話した内容で、児童生徒でいいのではないかというご意見もあったことは確かでございます。

ただ、生涯学習関係の部分があたり、所管が違うとはいえ、保育所があるわけで、それらも含めて、一部高校生に関わるようなものもあるかもしれないということで、どう使うかということは正直悩みました。「子供たち」、「子供」、どちらがいいのかまでの話し合いを最終的に校長先生方とやったのですが、ベストな言葉ということはなかなか出てこなかったのですが、「子供たち」でいいのではないかというちょっと安易なところなのですが、かえってそのようにしていた方が、子供の捉え方はいろいろあるからということで、私も最終的には、「子供たち」でいくということにさせていただきました。

ただ、ここが「志をもって、未来を切り拓いていく児童生徒」となった時には当然生涯学習関係と関わってくるので、それは

生涯学習が間接的に関わってもいいのではないかという議論もあったのですが、私としては保育所の子供を意識していたので、本当はそこまで全部ひっくるめて、高校生あたりまでひっくるめるといような最初に定義を書いたのですが、大綱だから少し膨らませていいのではないかというように、最後はそんな結論でした。説明にはなっていないと思いますが、そんな感じの捉え方です。

この辺、教育委員の皆さん、どうですか。

中村委員

私も教育長がおっしゃったように、児童生徒に限定するのではなく、今お話の中にありました保育所の子供、つまり幼児も含めた形で子供たちと。女川町の教育計画ですから、その方がいいのではないかなというふうに思っています。

そうすると小学校、中学校の子供たちプラス幼児、就学前の教育についても中に少し、どこかに少なくとも入ってくる箇所が必要なのではないかなと思うので、調べたのですが、幼児教育に関わる点というのが、さらっとと言いますか、直接的な表現はないのですが、少ないのかなと思ったので、その辺はどうなのかなと思ったのです。

教育長

そこは、ご存じのように保育所は、「保育」というようなことがあって、でもやることは同じではないかということで、どこまで、例えば特別支援などに今やっていることを、保育所と連携しながら気になる子供への対応というようなことなどを書きたかったのですが、今回は、連携とかそういうことで、あるいは共に学ぶ教育の進めめというように中に入れるということでもいいのではないかということになったことは確かですが、それは特別支援のところでは話題としては出ました。

ただ、そこまでなってくると、「総合計画」との絡みもあったりして、あの「総合計画」ではしっかりと保育などを掲げていますので、それらを踏まえて、主に義務教育の子供たちを対象にしながらも、保育所の子供たち、高校生等もある程度意識してこれをつくっているのだよというように、ちょっと逃げていますが、そんな説明しかできないのかなとは思っております。これは個人的な考えです。

町長

今のお話が出たのでちょうどよかったです。今日どこかで言おうと思っていたのですが、来週から議会が始まります。3日目に施政方針があるのですが、その中でそう遠くない近い将来に保育を教育委員会に移管したいということを今回言わせていただきます。

というのは、保育現場で一人一人の先生方が一生懸命、所長もだし、組織としてもやっているんだと思うんですね。保育、子供たちに向き合って、あるいは家庭とのという部分で、「保育」という部分で。ある現場の人と会った時になるほどな、と思って聞かせていただいたのが、いろいろな局面の中で自分として、あるいは組織としてやる時に、その後ろにある哲学とか理念とか子供たちをどこに向けて成長させていくのか、育てていくのか、それを「保育」という立場で支えていくのかというその理念というのがないままやっている。というのは、ほかの仕事場の経験もあって今それをやっている職員なのですが、いろいろ気付かされるところもありました。

その中で一つの町としてこうしていくのだ、教育委員会としてこうしていくのだという一つの大きい流れの中で一貫して行うべきなのだろうなという思いがありまして、福祉関係があるので、子供関係業務全部というわけにはいかないと思うのですが、保育所だけは教育委員会でワンセットで、小・中学校も一貫でやりますし、また幼・小接続をもっと向上させていくということもありますし、その方向で考えていきたいということを今回、勝手ながら施政方針で言うことにしていました。

ということで、今のお話も含めて、今後、教育委員会の中でも、例えば今回改訂しても、また直してもいいわけですから、あと「総合計画」も当然組織も変わるわけで、例えば町長部局で復興推進課がなくなったりとか、あるいは新設の何か、町長部局も組織として設置するものが当然あり得ますので、そこも、「総合計画」といっても基本となる部分、そこを変えるかどうかということは別にして、大きなものの中に入っていれば、そこは問題はないのかなと思うのですね。

今、私申し上げましたが、中村委員に言っていて本当にいいきっかけ、これ、と思って。そこをぜひ教育委員の皆さんで今後議論をしていただければと思います。

教育長

また私が話して恐縮なのですが、今、小学校と保育所の連携というのは非常に口酸っぱく言っているのです。小学校の先生が行っています。教育委員会でも教育総務課長が顔を出していますし、ケース会議一つをするにも非常につながりが、単なる行政サイドの都合で所管が違うということではなく、一人の子供は同じはずなので。

私は最初、学校は何万㎡いるのかと聞かれた時、7万㎡と。5万㎡でもいいからとにかく保育所を置いてほしいと言った経緯

はございます。稲井小学校ではないけど、あんな感じで。そして、いるだけで分かることはいっぱいあるのだと。あとはこちらで人的な配置を一番考えながらも、連携というのは大事だと。今、保育所、幼稚園、どちらでもいいのですが、連携というのは今一番求められているような感じがいたします。

小学校はおかげさまで、校長先生が一生懸命なので、所長さん方との連携を密にしております。

そういうことを踏まえて、これを5年にしたというのは、本当は3年でもよかったのだけど、もちろんその都度変えていくということと、次にこれを新しくする時には、大学教授などを入れて全面的に見直そうかと思っているのだけど、小中一貫教育学校という中でもう少し、9年間というよりも、その前後を見通した何か、町長の言葉を借りれば哲学というか、理念というものを、この一つの目標でもいいからしっかりと立てておいて、あとはその部署その部署でどうするかということは、次にやらなければならないなと思っております。

町長 教職員も異動する、役場組織の中でも当然、例えば教育委員会でも今の組織で異動があるわけです。同じ組織とはいえ。一番異動が少なく、異動しても2分の1の確率でずっといるというのは、実は保育所なんですよ。

今日も不登校をはじめいろいろなお話が出ていましたが、多分人間関係なんですね。家庭関係、人間関係が大体不登校とか、これは仕事でも同じですが、そういう状況になる。得てして家庭の場合もかなりの確率で多いとなった場合に、そこがきちんと、ずっと同じ情報というのかな、それを持ったまま町が携わる。それで人が替わっても、組織体として一本のもので携わり続けることも、実はそういうものを解消していくためにも意味があるのかなと。意味があるというのは、効果があるのではないかなと思うのです。

いろいろそれに伴って逆に課題になるものももしかすると出てくるかもしれませんが、例えば組織としての一本化もそうなのですが、こういう中でどうそこをやっていくか。ちょっとぼやっと入れたいというお話ではあったのですが、次の段階で、それも5年後ということではなくて、ぜひここにまた新たな何かを盛り込んでいくとか、あるいは修正をしていくとか、そういうところを今後の作業の中でぜひ考えていただければと思います。

教育長 9ページに、その活用とかそういうことがまだいまいちなどこ

ろはあるのですが、教育総務課長も結構これを気にしているのですが、「女川ノート」というのを作ったのです。これは生まれた時から書くということで、例えばこういうことがずっとできれば、何も個別の教育支援計画とか個別の指導計画なんていうようなことを、これは共有が多くなるのだけど、女川町ではこの「女川ノート」をそれにしますよということで、幼児からずっとそのノートを見れば分かるようなものがあれば、それにシステムをやっていけばいいのであって、その背景に、どんな子供を育てるかというものがなければ、ただ部署、部署での対応ではないのだということで、ここはもっと書いた方がいいのではないかということには言われたのですが、先程出たように、何もこれを5年間このままやるわけではないから、ここを例えばこういうことでやっていこうというようなことは出させていただきました。

戻りますが、「子供」ということは、意識はかなりしております。つながりとか、そういうことは。具体の事業の何となった時に、今「女川ノート」がぽっと浮かんだのですが、結構、情報交換とか、あと授業を見たりしてやっておりまして、いわゆる「小1プロブレム」とかそういうことは、今のところは、この年元気いいとか、この年立派だというような評価はいただいています。俗に言う小学校は分からないとかというようなことは今のところはないのですが、これから一つの大きな論点だと思います。

中村委員 それで今、「小1プロブレム」が出てきたのですが、小学校の現場ではそこがかなり大きな課題になっていることもあったので、ぜひ保育所、昔は幼稚園も女川町にありましたが、今、保育所だけで、保育所と幼稚園は所管が違うのでその辺でいろいろ「教育」という場面では難しいのかもしれないのですが、ぜひその連携を図っていければと思いますし、あと、この頃では箱としてこども園に移行してきているので、そういう意味からしても、「教育大綱」の中に小学校就学前の教育についても少し触れてあると一貫性のある「教育大綱」ができるのかなと思います。

町長 その辺、これからというのは先ではなくて、今からぜひ考えて、ある一定の段階でこの中にもしっかり書きぶりとして残していただければと思います。

ほか、皆様いかがでしょうか。

新福委員 5ページの「女川町総合計画 2019」の下に「子供たちの姿」、

「基本理念」、「基本目標」があるのですが、一つ違和感を持つ
があるのですね。それは、生涯学習ということで分野が違う
部分もあるので感じるのかもしれないのですが、一番下の「生
涯にわたって学び続け、高め合うことができる地域社会をつく
っていきます」と。その上は「子供を育てる」、こちらは「地
域社会」ということで、これは理念と姿というところも含めて
あるのですが、それ以上に感じるのは、「高め合うことができ
る」というところが、上三つは教育で、今度は地域ということ
になった時の「高め合う」というこの文言は、6ページの「文
化芸術による地域づくり」や「スポーツライフの実現」という
のが重点的取組、主な取組で出ているのですが、どちらでいく
かということですよ。スポーツライフを楽しむような教育ス
タイルでいくのか、それとも、「高め合う」なので、競技スポ
ーツとしての技能を高めるようなそういう教育を目指すのか。
どちらなのだろうという、そういう曖昧な感じで書かれていて、
「高め合う」という文言が奇妙に浮いているみたいな感じで私
には見えてしまって、21ページを見ると「体力づくり、スポ
ーツに親しむ」とか「体育施設・スポーツ施設の充実」とか、ス
ポーツを楽しみ、スポーツ環境の充実の整備を図るというよう
な感じで書いているので、「高め合う」というよりは、スポ
ーツを楽しむというか、コミュニケーションを兼ねてというか、
そういう感じなのかなと思ったりするのですが、ちょっと曖昧
な感じがして、どうなのだろうと思いました。

教育長

ここは生涯学習で、いつでもどこでもみんなが学び合う、ある
いはスポーツに親しんで、豊かにしていくと。それによって、
一人一人がみんな豊かになることによって、地域コミュニティ
の再生というのが大きな課題だったものですから、この文言は
このままいただくということで、地域をより豊かにしていこ
うと。一人一人がみんな学んだり、あるいはスポーツに親しん
だりして、そういう地域コミュニティの形成をしながら、お互
い地域を高めていこうというような意味で、ここに書かせてい
ただいております。

新福委員

もし誤解があれば、もう少しこの辺検討いたしますが。

ゲートボールでいうと、競技に走ってしまうおじいちゃん、お
ばあちゃんがいて、そういうふうに捉えてしまうので。

教育長

実際そういうトラブルは結構あるようですが、そういう「高め
合う」ではなくて、みんなで楽しんで、地区のコミュニティが
豊かになっていってもらえればというような、これは震災前か

新福委員 らの変わらない部分かなと思って、書かせていただきました。
 教育長 そうなると、21ページにもうちょっとその部分を含めて文言
 を入れた方がいいかもしれないですね。その部分を含めて。
 生涯学習課長 分かりました。この辺、教育総務課長と、派遣社教主事も関わ
 っておりますので。
 中村委員 考えさせていただきます。
 同じようなことなのですが、重箱の隅を突くようなことにはな
 るのですが、いろいろな文言をもう少し吟味されたり、補完さ
 れるといいのかなと。今のお話にもあったように、例えば今
 のお話だと「生涯にわたって学び続け」までは一つですよ。そ
 の後の「高め合う」こと、では何を高め合うのかということに
 なると思うのです。それがいろいろな箇所にもそういう整合性
 というか、表記上の、表現上の整合性が図られるといいなと思
 うところがあったりするので、そこをもう少し検討していただ
 ければと思いました。
 教育長 例えば9ページ、特別支援のところ。ほかの基本方向につ
 いてはすごく能動的な表現で書かれているのですが、この基
 本方向3だけは受動的な表現になっているのですね。そういう
 部分も含めると、「子供」とか「子供たち」、「児童生徒」の使
 い分けをどのような観点で使い分けていくのかとか、そういう
 部分もいろいろ見ていくと、もう少し検討する余地があるの
 ではないかなと思いました。
 中村委員 ここは、一番痛いところを突かれたなと思いました。正直なと
 ころ、そうです。最後私がまとめるからというようなことにつ
 づいたところで、最初の文章等も手直しなどをしたところなの
 ですが。その辺のところを、ほかとの整合性というか、可能な
 限り揃えていくようにさせていただきます。
 町長 「学校、家庭、地域」とか、「家庭・地域・学校」とかそういう
 部分がありますね。基本方向5と重点的取組8の文言の揃え方。
 教育長 事務局の方とも相談で、一緒になって整合性を揃えてください。
 ありがとうございます。
 3番目が、正直に言わせていただきまして、最後まで残ったと
 ころなのです。特別支援のところですね。自分が関わらせてい
 ただいたところが一番最後に残るという不思議なことになって
 しまいまして、大変お恥ずかしい限りですが、可能な限り検討
 させていただきます。
 新福委員 質問が一つあるのですが、今、不登校支援に関して女川町はも
 のすごく力を入れて頑張っておられるというふうに思うのです

が、不登校支援についての部分というのは、どこの部分に重なっているのかなと疑問に思いました。

教育長 重点取組の中の1番目、この中には不登校という言葉は入れていないのですが、それから15ページ、ここの中に「生徒指導・教育相談体制の充実」と。震災直後のことが主に書かれておりますが、そうではなくて、今後も心のケアなどが大事かなと思って、「みやぎ心のケアハウス事業」等ということで、その後「不登校等」という言葉を1カ所使っております。

不登校については、これからも全くなくなるということは想定しておりませんので、力を入れていかなければならない部分かなと思いますが、あまり細かいところに入るとなと思ひまして、大きなくくりの中で捉えさせていただきました。

全体をもう一回見直しまして、あまり不登校を前面に出してもおかしいかなと思っておりますので、大きな意味での子供たちの生徒指導関係、あるいは心のケアというのは今後も必要な部分がありますので、そういう中で書かせていただければと思います。

新福委員 せっかく頑張っておられるのに、あまり出ていないので、もうちょっといいかなと。

教育長 これまでは結構力を入れてやらせていただいたのですが、これからのステージというのは、もちろんいじめや不登校というのは当然継続して取り組まなければならないものなのだけれども、「大綱」ということの中になってきた時に、「教育振興基本計画」となった時に、課題は課題なのですが、もっと大きなくくりの中で書いた方がいいのではないかということは話しました。

町長 よろしいですか。

いろいろご意見がございました。まずは文言と、あとは表現上のということでしょうか、意思の部分ですよね。あとは幼児、あるいはもうちょっと、逆にもっと上の年代を含めてかもしれません。そういったところに対しての考え方ですとか、今回の改訂と、議決は臨時議会の予定ですね。（「報告でございます」の声あり）報告だけということではありますが、そこで確定というよりは、そこからもさらにいろいろ変わっていくものだという受け止めで、ぜひこれから、より良きものにしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

本件についてはここまでとさせていただきます、次に、その他ということになっています。

報告を含めて、事務局から。

教育長	通学方法と新型コロナウイルス感染症について資料を載せておりますが、教育総務課長から何か補足等があれば。
教育総務課長	特にありません。
教育長	もし何か皆さんからこんな疑問など、遠慮なく出していただければ助かります。
阿部委員	この場でなくてもいいと思うのですが、今、スクールソーシャルワーカーがオレンジハウスを使って相談業務を行っているということですが、8月以降はどうなるのですか。小中一貫教育学校が開校した後は、そのままなのでしょうか。
教育総務課長	新校舎か、または子供たちが相談しやすいような場所をそれまでの間に確保して、かなりプライベートな空間で相談体制、そういう環境を整備していかなければならないと思っていますので、考えていきたいと思います。
教育総務課課長補佐	保健室が小学校、中学校隣合わせなのですが、その中にも相談室を設けて、あとドアの内側にカーテンを付けて誰が入ったか分からないような形、そういった部屋の設えをしていますので、そういったところ。あと、そのほかにも相談室だけの部屋も用意しますので、そういったところを活用していただければと思います。
阿部委員	今、離れたところにあるから結構いい形でいろいろな相談事ができているのではないかなと。それが学校内部に入ってしまうということは、これまでのように気軽にといたらあれですが、安心して相談するということがやりにくくなるという部分が出なければいいかなと思ったものですから。
教育長	原則、スクールカウンセラーはもちろん校内、それからスクールソーシャルワーカーは家庭というような関係で、できればというような形でやってきました。スクールソーシャルワーカーは家庭やケース会議でご活躍いただいております。 ただ、小学校と中学校でも関係がちょっと微妙に食い違っていたりするところもありまして、今後その場所等については、スクールカウンセラーと併せて、カウンセラーは当然校舎内の解決ですからこれは問題ないのですが、スクールソーシャルワーカーの相談場所や在り方というものを新しい学校になったら検討しなければならぬと思っています。 それから大変失礼な言い方ですが、人というか、子供たちとの相性と言ったら怒られるけど、スクールカウンセラーもいろいろご存じのようにありまして、今のカウンセラーさんは本当に子供たちと面接するまでやるようなカウンセラーなのですが、

以前あったように、相談件数が3カ月ゼロというようなケースもございますので、その在り方というものも少しというようなことでやっているのですが、最終的に県からの配置ですから、教員の人事のようにこちらからこういう先生をお願いしますというような要望はしているのですが、限られた数なので。特にスクールソーシャルワーカーは。結構人にもよるんですね。それから、今の話に戻りますが、相談の内容にもよるので、そこは。

教育総務課長

子供だけの相談ではなくて、保護者の相談にも対応しているところがありますので、そういったところは、ケアハウスを使って相談したりというふうに、そのケースによって場所を変えて相談をさせていただいているところもあります。教育委員会の応接室を使って相談をさせていただいたりもありますし、そういったところで対応させていただいてもいいのかなと。

教育長

ただ、原則、教育総務課長補佐が話したように、まず校舎、学校でやると。ただ、ケースによっては、教育委員会を使ったりどこを使ったりするというようなことは当然出てくるかなと思います。

阿部委員

分かりました。

横井委員

その他のその他みたいになって申し訳ないのですが、8ページ、(4)の「防災・減災教育」に取り組んでいきますという文言、この文言の問題ではなくて、気になったのが、こういったものを使って実学にして、実際の行動に移すというような学校で教育をするという時に、コミュニケーション能力が一番、先程からいろいろ出ていますが、先生でもノロウイルスの知識がなくてということがありましたよね。

あれと同じに、基礎基本でびっくりしたのが、名前を言って悪いのですが、この間、東北電力の防災訓練があった日にたまたま入構したのですね。その日は、大規模なトラックや工事車両をシャットアウトして、職員が事務本館のところでその訓練をしていたという場所に、たまたま私は工事関係者ではないので入れたので行ったのですが、防護服を着たような方もいる中でその中に入っていくと、鉢合わせになるのですが、何ら言うわけではないのですね。だから、「あれっ。」と思いながら、仕事が終わって出てきたら、今度は消防車からポンプで水をはじくための準備をしていて、何カ所かに若い人が立っているのですが、自分の車に乗って出ようかなと思った先に当然のようにポンプがあるので、踏まないようにとは思っているのですが、そ

の時にそこに立っていた若い人が、「あ、あ、あ」というような、困ったみたいに。自分の一番近くに立っていた若い人も、ずっと黙っているんですね。いや踏むことは絶対ないからという感じで回ってきたのですが、その時に、なぜこの人たちは、今こちらに来てもらっては困ります、進入禁止ですとか、ここで回ってくださいというその一言を発しなかったのかなど。でも、これは今わりと、普通というに変ですが、実際こういう当たり前のことを言わなくなっている傾向が非常に強いので、特にこういう大事な時ほど、学校の先生方が子供に対して、当然非常勤だろうが先生だろうが子供と接するのは子供にとっては全員先生なので、知識がなかったとかで、とりあえず発熱しても今だったら来てしまうというのとほぼ近いような形になってしまうので、せっかくいろいろな形で文言を一つ一つにまでこだわった「大綱」を出しているのですから、それをくみ上げて、それを実際に行動に移す立場の人は、もしそれが何らかの形でちゃんと一から伝えないとまずいのであれば、毎年のように、分かっていることとは思いますがと、節ごとに職員室で言ってもらったり、あるいは、こういう訓練の時には、細かいところまで言葉できちんと、身振り手振りでも表してくださいというような基礎基本みたいなことを確認し合わない、分かっていたよねとか分かっているつもりということで全部が推移してしまうと、どんなに立派なものをいっぱいつくっても、なかなかという点がありますので、町長がおっしゃっている「実学」という、この町で生きていくための自分なりのノウハウを小さいうちから積み上げていってもらって、自分で判断できる子供になるというそちらの方向に全体が向いてくれれば、すごく生きていくのではないかなと思っております。

その他で、申し訳ありません。

教育長

全くこれは、本当に教員、女川町は初任層が多いなんていう言葉で片付けていますが、一人一人みんな違って、捉え方が一人一人違うし、それで女川町にまず教員が赴任したら、その日に、去年からやっとな津波の画像などを見てもらったり、あるいは教職員の研修会ということで、今年も教育指導員の先生にいろいろ、弁護士を呼んだり、佐藤敏郎先生の話の聞いたり、そういうことをやって、しっかりとこれを踏まえて子供たちに自信を持って教えられるような教員ということで、特に若手が多いものですからやらせてもらっているのですが、やはり今出たコミュニケーション能力というか、言葉の深さが浅いというか、そ

ういうことで誤解が生じたりしているケースが正直ございます。今おっしゃったように、これを今までやってきたからとかではなくて、来年度は、これも一番大事なのだけでも、先程町長からも出たのですが、質を向上していかないと、ただ今までやってきたことをやるとか、そういうことではだめだよというようなことでこの間も校長先生に話したのですが、一つ一つの質を上げていかないと、また同じことをやっている、あるいはコミュニケーション能力の低さとか、言葉の貧弱さとか、簡単に言っている教員がいることも確かなんです。それらをしっかりと教えるためにも、あまりここを大きく変えるのではなくて、今までやってきたことを一つ一つ、今度は質を向上していくというようなことを大前提にというようなことで、理念などそういうものはあまり変えないでいこうということでこれを修正させてもらったのですが、これは置いておいて、一番今ベースになるところでございます。

特にこの辺の防災・減災教育のところなどは、本当に全く体験していない先生方も多くなっているんで、それらを踏まえてもう一回やっていかなければならないという部分は正直多々あります。

しっかり肝に銘じて一つ二つと取り組ませていただきたいと思います。

阿部委員 あまり出したくない話題で、駅前のスケートボード。昨日もエリアの出店関係の会社で集まっていた協議の中でも話題が出て、最近、遅くまでやっている子がいる。先程の話からすると町の生徒だろうなどは思ったのですが。飲みかけのジュースを置きっぱなしだとか、折れたスケボーを陰に捨てていくとか、目に余る部分が最近出ているということが出まして、一応大人の大きな愛であのエリアを解放している状況なのですけれども。

町長 これ以上守れないようだったら禁止にすると指導していただきたいとですね。

阿部委員 そういうところまできている。

町長 自分たちで決めたことを守れないのでは、どうしようもないです。使う資格がないということを指導することも必要ですね。

阿部委員 直接子供の部分もなんですけど。

町長 あと、町外から来ている人もいます。

阿部委員 町外から来ている人もいますので、立て看板一つ立ててもらえないかなと。最後通告的なもので。

町長 周りの大人だけでなく、誰も応援者、理解者がいなくなるぞ

と。本当にそれで自分たちの居場所を失っていいのかということとをちゃんと学校とか大人が真剣に彼らに伝えてあげてほしいです。

阿部委員 だいぶあのエリアの大人の皆さんも直接注意したりとか、そういう部分ではご協力いただければ、いるようなのですが。

教育長 分かりました。これは前からこういう機会を与えてもらって、そういうところはあまりないんだよと。あとは自分たちでルールを決めるようにというのはもちろん言っていたのですが、それではだめですね。分かりました。

町長 ありがとうございます。

教育総務課長 ほか、いかがでしょうか。

それでは、新型コロナウイルス感染症の件について、情報提供をさせていただきたいと思います。

A3判で色刷りのものをお配りさせていただいております。

2月14日に本町で新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されております。窓口は、健康福祉課になってございます。

先般、中学校は、3年生が受験シーズンと重なるということで、まずは受験生を守ろうということで中学校に3,600枚ほど、対策本部の決定によりまして、町からマスクの配付をいただいております。併せて、スクールバスが密室になってしまうので、スクールバスにも配付しようということで、それぞれ提供をいただいております。中学校の生徒用3,600枚、中学校の教職員用、小学校の教職員用、スクールバスの運転手用、さらにはケアハウスと向学館用ということで、それぞれ配付しております。

また、教育長資料に、宮城県の教育委員会教育長名で2月26日に、学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方についてということで、2月25日時点での考え方が示されてございます。

学校の卒業式、入学式については、かけがえのない行事だということで、政府としては、一律の自粛要請は行うものではないけれどもということで、特に感染が発生している地域においては、学校の設置者、本町であれば女川町になるのですが、学校の設置者において、実施方法の変更や延期などを含め、対応を検討していただきたいということです。

実施する場合には、感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫についても、参考にしてくださいというお話がございました。

また、教育長からご説明がありましたが、3月7日（土）です

が、中学校で卒業が執り行われます。学校側の現在の考え方としては、来賓者の方々にはマスクの着用と手指のアルコール消毒をまずはお願いしたいというお話でございました。

それから、県からの通知にありましたように、会場内の椅子の間隔については、その辺は体育館のスペースもあるので、一回椅子を置いてみて、その辺考えてみますというような校長先生からのお話でございました。

子供たちのマスクについては、廊下まではマスクをしてもらうことにするのですが、体育館の会場に入ってきたら、子供たちは校歌も歌うので、マスクは取らせてもらおうかなというふうに考えているんですというお話でございました。

学校側の考え方というのは、卒業式という子供たちのかけがえない行事ということで考えていらっしゃると思いますので、現時点での考え方では、学校側の考え方を尊重しましょうかというお話をさせていただいております。

私からは、以上です。

町長 この件についてはよろしいですか。

阿部委員 子供たちに対して、先生方もそうなのですが、マスクの正しい付け外し方というのをちゃんとしていただければなど。

教育総務課長 そのとおりでございますね。紐をもって。

阿部委員 子供なので多分やってしまうと思うのです。それをやったら何の意味もないので、そこを逆に徹底してほしいと思います。

教育総務課長 分かりました。そこは学校にも、担任、養護教諭から指導していただくようにお話をさせます。

町長 よろしいでしょうか。

では、議事、その他まで終了しました。

進行を事務局に戻します。

13 その他

教育総務課長 6番の「その他」に入りたいと思いますが、何かございませんか。

ないようでございますので、事務局から1点だけ、来年度の総合教育会議の開催につきまして、今年度と同様に3回会議を開催させていただきたいと考えております。

時期といたしましては、6月から7月にかけて第1回目、それから12月、2月を目安というふうに考えてございます。

それでは、以上をもちまして、令和元年度第3回女川町総合教育会議の一切を終了させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

14 閉 会

午後 2 時 45 分